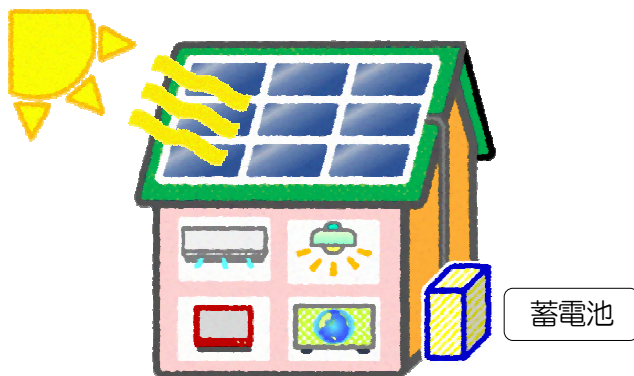


令和7年度 エコハウス補助金

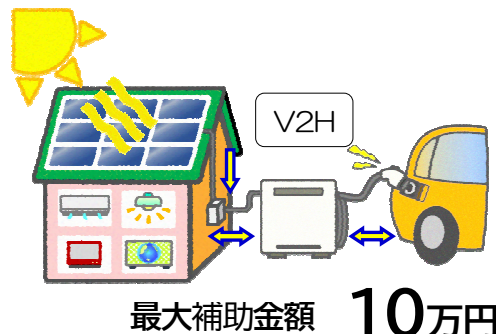
再エネ・省エネ機器の導入を支援

① 太陽光発電システム＋蓄電池



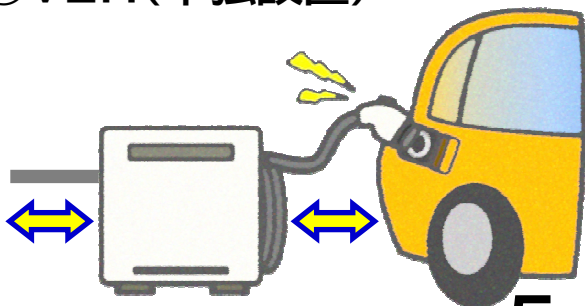
最大補助金額 **10 万円**

② 太陽光発電システム＋V2H



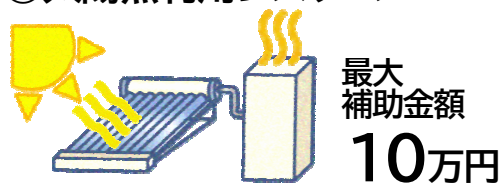
最大補助金額 **10 万円**

⑤ V2H(単独設置)



最大補助金額 **5 万円**

③ 太陽熱利用システム



最大
補助金額
10 万円

④ ペレット ストーブ

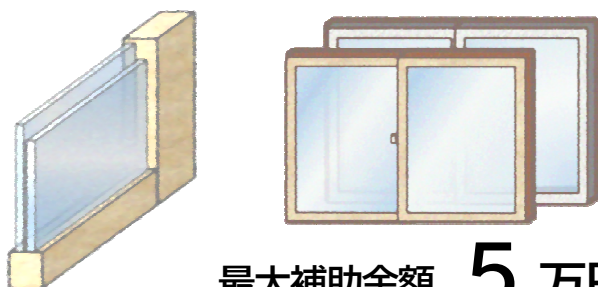


最大
補助金額
10 万円

⑥ 窓の断熱改修

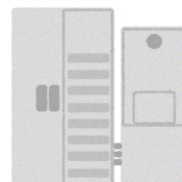
複層ガラスへ交換

内窓の新設



最大補助金額 **5 万円**

⑦ エネファーム



最大
補助金額
3 万円

⑧ 雨水貯留 タンク



最大
補助金額
1 万円

令和7年度エコハウス補助金の概要

1. 概 要

市域での再生可能エネルギーの普及および住宅の環境性能の向上を促進し、温室効果ガスの排出を抑え地球温暖化を防止するため、再エネや省エネ機器の導入費用の一部について補助します。

2. 対 象 機 器

- ①太陽光発電システム（余剰電力買取制度に限る）と蓄電池の同時設置
- ②太陽光発電システム（余剰電力買取制度に限る）とV2Hの同時設置
 - ・①②ともに、機器設置の契約が、最も早い契約日から起算して90日以内に全ての機器設置の契約を完了していること。太陽光発電システム単体や蓄電池単体の導入は申請不可。
- ③太陽熱利用システム
- ④ペレットストーブ
- ⑤V2H（単独設置）（※太陽光発電システムと連携していること）
- ⑥窓の断熱改修（新築及び増築を除く）
 - ・複層ガラスへ交換・内窓等の新設
 - ・壁自体を壊さずに行う改修であること
- ⑦家庭用燃料電池式コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ⑧雨水貯留タンク（有効容量80L以上）

3. 補 助 金 の 額

- ①～④ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限10万円）
 - ⑤～⑥ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限 5万円）
 - ⑦ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限 3万円）
 - ⑧ 設置にかかる費用の3分の1の額（上限 1万円）
- 注）複数機器を設置した場合は、各機器の補助金額の合計が補助額となります。

4. 募 集 件 数

- ①② 約100件
- ③④ 約 4件
- ⑤ 約10件
- ⑥ 約80件
- ⑦ 約20件
- ⑧ 約10件

注）交付予定総額に達するまで受付。最新の状況は環境政策課までお問合せください。

5. 募 集 期 間

令和7年5月12日(月)～令和8年2月27日(金)

6. 申 請 期 限

エコハウス事業の完了日※から起算して31日以内（ただし、募集期間内であること）。

※「エコハウス事業の完了日」について

①②の申請	(ア)(イ)の いずれか遅い日	(ア)申請者が事業者に対して設置機器の代金の 支払いを完了した日（領収日）
		(イ)電力会社と電力需給契約を締結したことを 証する書類の発行日
①②以外の申請	申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日 （領収日）	

なお、対象機器①②③④⑤⑧のうち令和7年3月1日(土)から5月11日(日)までに
エコハウス事業の完了日を迎えたものは、令和7年5月12日(月)から6月11日(水)
までの期間で申請を受け付けるものとする。

7. 申 請 方 法

市環境政策課窓口(市役所本館5階)に直接持参

- ・別添の「補助金申請兼実績報告書必要書類一覧」を参照のうえ、上記の期間内に書類を提出してください。
- ・必要に応じ、その他の書類の提出を求めることがあります。

8. 主 な 要 件

- (1) エコハウス事業の完了日※が令和7年3月1日以降のものであること。ただし、⑥窓の断熱改修、⑦エネファームについては令和7年5月12日以降のものであること。
- (2) 令和6年4月1日以降に設置等に係る契約を締結していること。
- (3) 市内の自ら居住する住宅に、対象機器（中古品、自作品を除く）を導入し、設置及び所有権の移転が完了したものであること。
- (4) 納期が到来している市税を完納していること。
- (5) 過去に交付を受けたことのある補助対象機器を含む区分ではないこと。
- (6) 住宅の所有者全員から機器設置について同意が得られていること。

9. そ の 他

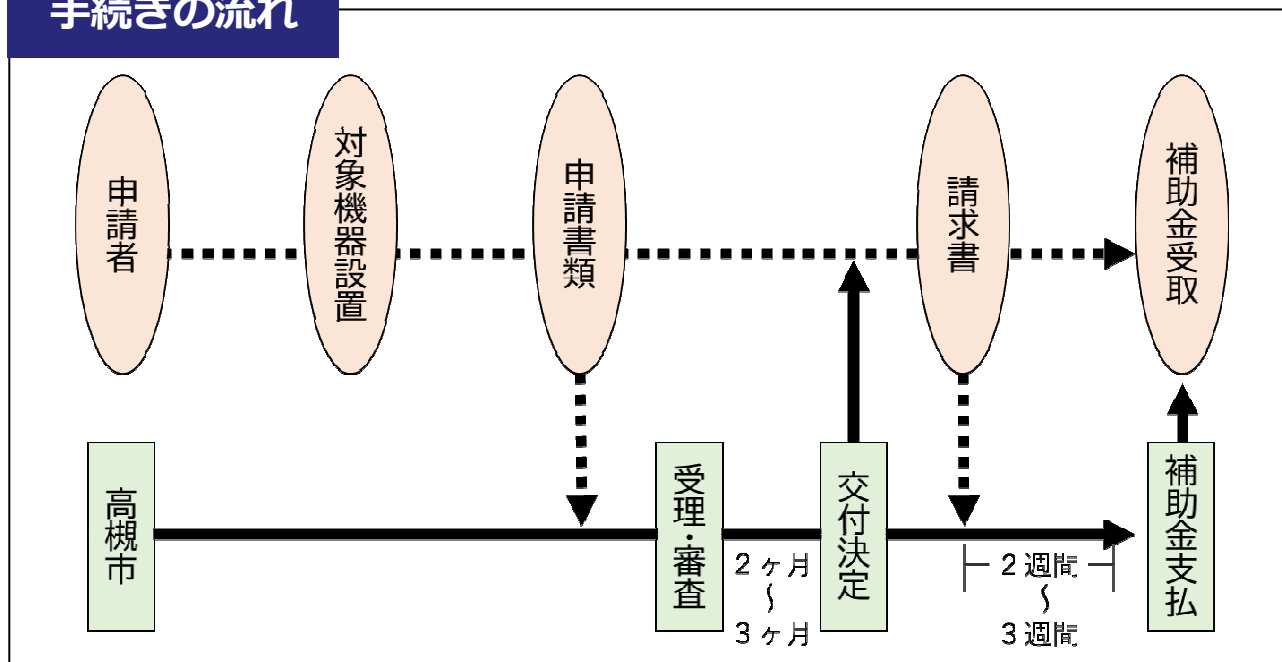
- ・提出された申請書類等は返却できません。
- ・申請書類は環境政策課で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。

高槻市 エコハウス補助金

検索



手続きの流れ



地球温暖化を防ぐために

地球温暖化とは？



私たちが生活している地球の周りには、温室効果ガスと呼ばれる二酸化炭素などの気体があります。

温室効果ガスは宇宙に放出されるはずの熱を閉じ込めて逃げにくくしてしまうため、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇すると、気温が少しずつ上がり、地球が温暖化してしまいます。

どうすれば地球温暖化を防ぐことができる？



地球温暖化を防ぐ方法は、温室効果ガスの排出量を減少させることです。その中でも排出量の多い二酸化炭素の削減方法の一部をご紹介します。

方法①：省エネルギーに取り組む

私たちの生活に欠かせない電気や水は供給するために大量のエネルギーを必要としています。このエネルギーを供給する際に大量の二酸化炭素を放出しています。省エネルギーによって使用量を減らすことで、二酸化炭素の排出量を抑制することができます。

方法②：再生可能エネルギーを増やす

再生可能エネルギーとは、太陽光などの「枯渇せず」「どこにでも存在し」「二酸化炭素を排出しない」エネルギーのことです。再生可能エネルギーの利用割合を増やすことで、二酸化炭素の増加を抑制することができます。

高槻市では、地球温暖化を防止するため、
再エネ・省エネ機器の導入費用の一部を補助しています



問い合わせ

TEL : 072-674-7486

高槻市 市民生活環境部 環境政策課 (本館 5 階)

〒569-8501

高槻市桃園町 2 番 1 号

FAX : 072-661-3198